

第2類 議 会

第1章 議 会

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会条例

昭和47年9月14日
条 例 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、この条例を制定する。

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会の定例会の回数は毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会規則

昭和47年10月1日
規 則 第 2 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会条例（昭和47年条例第2号）の規定による定例会は毎年、3月・9月にこれを開く。ただし、都合により招集の時期を繰上げ又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。